

◎新潟県告示第172号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成30年2月27日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
新発田市	25者	宮古木上島9番1ほか445筆 42.8ha
阿賀野市	11者	金淵居前甲133番ほか82筆 11.5ha
胎内市	6者	築地道端4623番ほか18筆 7.2ha
聖籠町	2者	真野庄八島1953番ほか7筆 0.8ha
新潟市	62者	北区新鼻古囲内610番ほか591筆 66.3ha
五泉市	1者	下大蒲原山ノ下65番ほか10筆 1.6ha
三条市	10者	上保内二ツ山丙253番1ほか151筆 12.5ha
燕市	18者	長所沖乙81番3ほか163筆 19.8ha
田上町	1者	曾根新田2330番1ほか6筆 1.6ha
弥彦村	1者	境江中空潟229番 0.1ha
長岡市	4者	十日町白倉165番ほか68筆 5.8ha
見附市	5者	椿澤町大昭1322番1ほか12筆 5.9ha
魚沼市	49者	並柳1376番1ほか600筆 23.7ha
南魚沼市	1者	鰻島20番1ほか23筆 0.3ha
十日町市	1者	荒屋ア433番 0.2ha
津南町	1者	赤沢2966番1ほか8筆 1.5ha
糸魚川市	1者	羽生1889番2ほか3筆 0.4ha
佐渡市	68者	下久知城戸口2602番ほか830筆 120.2ha
合計	267者	3,035筆 322.2ha

2 認可年月日

平成30年2月26日